

後期第4回ワークショップ 「経済行政法の体系化構想」

開催日時 平成27年10月23日(金) 18:30~21:20

講師 日本大学法学部教授 友岡 史仁先生

テキスト 「要説 経済行政法」弘文堂 2015

会場 大阪市立大学大学院梅田サテライト106教室

担当教員 久末 弥生先生

参加者 創造都市研究科修士課程・博士課程

議事要約 奥田 徳子

I なぜ今経済行政法か？

経済行政法の発祥はドイツ・フランスである。「行政介入」「公的規制」と表現されることはどの国でも行われていたが日本が参考にし応用したベースはドイツ法である。

かつては国が産業を興すことを率先して行うことに関する法律を扱う体系。

日本では1983年に発刊された竹内雄一郎著「基本経済行政法」が教科書として、1990年に発刊された佐藤英善著「経済行政法」が体系書として挙げられる。

法体系の中では「経済法」の領域というイメージだが、経済法の主流は「独禁法」であり、それ以外の法理論・枠組み概念・体系的思考が希薄である。また、経済実態に迫った「横軸」の議論は広く潜在的ニーズがある。(テキストP35)

II 守備範囲を画定するむずかしさ

ものごとを体系的に論じるのは難しく体系に合わせる形で立法化している。(大陸法的発想) 政府・審議会レベルでも「公的規制」という形で定義され、行政介入を示す1つの作法となっている。(テキストp4)

規制緩和論の展開において、いかなる守備範囲・種類について議論するのかを整理すると、「経済的規制」(企業市場活動等の規制)と「社会的規制」(公害等への規制)にまとめられる。社会の発展に伴い、ひずみは生じるものであり(ex.公害・運輸産業等)常に相対的・多面的なものであるから、両方の視点から見ていかなければならない。

では経済的実態が日々拡大することをいかに捉え、国際経済の中で日本市場が変化していることと法体系との接合点をどのように見るのかと言えば、まずは既存の法体系(行政法総論の体系)を用いること・具体例を多用すること等の工夫が必要と言える。オリジナリティを出すためには、行政法的視点から見た経済法(独禁法)も含めて見ること・各論的テーマ(テキスト第2部p132以下の論点)において実は事例豊富であることの確認も重要である。

III 体系的素行の中で何を抽出できるのか

縦軸を特定産業における問題点とし、横軸を様々な具体例として既存の法体系の隙間を見

つけること、違う見方をすることが重要である。世の中のニーズには既存法体系で説明できる概念だけでは不十分であり、既存法体系でまだ十分に語られていない箇所を発見し希釈技術を示すことが必要である。つまり世の中のニーズには「穴」があり、その「穴」を見極めることが求められているのである。法制度の膨大化・肥満化は「一部関係者のみが局所的に深く知っている」という情報の偏在と弊害を生んでいる。(ex.電力コスト)
これでは「知らない者」はその制度と対比して制度的発課題を発見することが出来ないの
で「横軸」で捉える視点は大変重要なのであり「バランス感覚」もまた求められる。
総論と各論という一般的な大陸法的施行に立った体系として、総論（テキスト第1部）では行政法総論をモデルとし、各論（第2部～4部）では総論知識を前提に経済実態の広さの一端を学ぶ趣旨としている。

IV 経済行政法において取り扱われる例の紹介

国民と行政との2面関係、事業者・利用者・行政での3面関係等においてイコール・フットディング（平等な立場）の観点は重要である。事業法と独禁法、行政指導と参入規制等の関係もまたしかり。では各論的思考として個別産業（エネルギー・交通・通信等）の実態をどう捉えるか。特にライフライン系を今後どう合理化していくかは重要課題である。例えば水道事業において水道管の老朽化とメンテナンスは重要課題だが、水道料金は各自治体が条例で定めているため、その維持管理経費は必ずしも潤沢ではなくマネジメントには地域格差が生じる。今後は国の管轄から都道府県の管轄に移管していく方向性も見られるが、各々の産業特性を個々の問題として捉える視点は重要である。電力産業において送電線や光ファイバーを持っている既存事業者とインフラ整備を持たず競争に不利な新規参入事業者とのパワーバランスについて行政が既存事業者を規制し新規参入を伸ばす（非対称規制）方策についても同様である。

V これからの課題

医療・農業・金融は分野として行政介入が多用されるものの殆ど触れられていない。経済実態の変遷は常に法律のスクラップアンドビルドになりがちである。民商刑法のように改正することで大きな問題をはらむのとは異なり「経済行政法」が対象とする法律は改正しないと使い物にならずフォローの大変さと必要性の重大さが今後の課題と結論付ける。

<質疑応答>

① Q 公的医療保健制度について

A 金は流れているが競争原理は働いていない。今回の話題は、ある程度市場原理が働いているケース内での話である。

② Q 交通実態の体系について

A 届け出事項が守られていないケースが想定されるかと思うが、運輸の特徴として事

業法と独禁法との関係上、結論が矛盾する場合も多い。(ex.バス運賃におけるゾーン運賃制度・カルテル)

規制官庁として届け出の中身をどの程度精査しているのかにもよる。

③ Q 携帯電話会社の「セット割」事例は各論的思考に該当するか

A 電気・ガス事業の市場画定しやすさと比較して携帯通信事業とのセット割は画定が困難である。

それぞれ縦割りでの法規制しかない場合、独禁法でしかこれに対処できない。今後「市場の画定」が必要になってくると思われる。

具体的に法律上観点・消費者動向基準で考えると

「独占」を問う場合、競争関係になければならない。例えば海外の「電気とガス」の様に、代替の可能性が高い場合は競争法の適用事例として見いだせる。しかし「セット割」は企業結合の案件でもなく、あくまでも業務提携でしかない。不当廉売なら総販売原価を算出する必要もある。これが「資本提携」ならばシェアが大きくなるので結合規制も可能だが「業務提携」範疇のことは規制できない。

④ Q テキスト p136 規制の意義と問題点について

前者は設置基準等かと思うが後者は何か。

A ここでは大学経営等には焦点を当てておらず、例えば郵便事業・ネットワーク産業事業等の規制と競争化を焦点に論じている。各産業特性に応じ個々の規制を見ながら横軸を取るべきと考える。

⑤ Q 雇用条件に老いて最低賃金自体が公的規制だと感じる。(ex.滋賀県764円 東京都900円 沖縄県600円) これは地域特性とは思いますが東京にも僻地はあり矛盾を感じるが如何か。

A その話題は経済行政法よりも労働法の範疇で議論すべき。

⑥ Q 公的でない医療制度について、TPPの今後の方針等も鑑み私的医療保険制度や自費診療(検査等も含め)に対する社会ニーズやインバウンド価値をどう評価するか

A それも経済行政法の範疇外である。社会保障の専門家で議論すべき。